

平成 2 5 年 2 月 2 7 日開会

平成 2 5 年 3 月 1 8 日閉会

平成 2 5 年

第 1 回定例会会議録

(第 4 日目)

小豆島町議会

開議 午前 9 時 27 分

議長（秋長正幸君） 皆さん、おはようございます。

携帯電話をマナーモードに切りかえてください。

定例会初日からの議案審議で大変お疲れのところ、お集まりくださいます。ありがとうございます。

本日は 2 月 28 日に各常任委員会へ付託しました議案の委員会審査報告、また追加議案として報告及び補正予算が提案されております。

なお、本日の議事日程等につきましては、3 月 12 日開催の議会運営委員会においてお手元に配付のとおり決定しましたので、よろしく願います。

ただいまの出席議員は 16 名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより開会いたします。（午前 9 時 27 分）

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に、報告事項であります。監査委員からの出納例月検査執行状況報告書 1 件はお手元に印刷配付のとおりでありますので、朗読は省略します。

直ちに日程に入ります。日程はお手元に配付のとおりです。

お諮りします。

日程第 1 及び日程第 2 の各常任委員会審査報告は、付託議案を一括して行い、その後質疑を行います。2 つの常任委員会からの報告、質疑が終了後、委員会付託された全ての議案について、1 議案ごとに討論、採決を行いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、日程第 1 及び日程第 2 の各常任委員会審査報告は、付託議案を一括して行い、その後質疑を行います。2 つの常任委員会からの報告、質疑が終了後、委員会付託された全ての議案について、1 議案ごとに討論、採決を行います。

~~~~~

日程第 1 議案第 4 号から議案第 7 号まで、議案第 1 1 号、議案第 1 2 号、議案第 2 0 号、議案第 2 2 号、議案第 2 5 号、議案第 3 2 号、議案第 3 3 号、議案第 4 0 号及び議案第 4 1 号に対する総務建設常任委員会審査報告

議長（秋長正幸君） それでは、日程第 1、議案第 4 号から議案第 7

号まで、議案第 11 号、議案第 12 号、議案第 20 号、議案第 22 号、議案第 25 号、議案第 32 号、議案第 33 号、議案第 40 号及び議案第 41 号に対する総務建設常任委員会審査報告を議題とします。

総務建設常任委員長の審査報告を求めます。藤本委員長。

総務建設常任委員長（藤本傳夫君） 平成 25 年 3 月 18 日。小豆島町議会議長秋長正幸殿。総務建設常任委員会委員長藤本傳夫。

委員会審査報告書。

本委員会は、2 月 28 日付託された議案について慎重に審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

1．委員会開催年月日。平成 25 年 3 月 4 日、7 日。

2．審査の経過。理事者の出席を求め詳細な説明を受け、各委員より質疑、意見を求め、慎重に審査した。

3．件名及び審査の結果。

(1)議案第 4 号小豆島町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例について。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(2)議案第 5 号小豆島町町道の構造の技術的基準等を定める条例について。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(3)議案第 6 号小豆島町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例について。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(4)議案第 7 号小豆島町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例について。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(5)議案第 11 号小豆島町水道事業の剰余金の処分等に関する条例について。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(6)議案第 12 号小豆島町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例について。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(7)議案第 20 号小豆島町新しい産業づくり条例について。

別紙のとおり修正案をし、原案どおり可決すべきものと決定した。

(8)議案第 22 号小豆島町手数料条例の一部を改正する条例について。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(9)議案第 25 号小豆島町水道事業給水条例等の一部を改正する条例について。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(10)議案第 32 号小豆島町道路線の変更について。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(11)議案第 33 号平成 25 年度小豆島町一般会計予算(総務建設常任委員会所管分)。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(12)議案第 40 号平成 25 年度小豆島町簡易水道事業特別会計予算。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(13)議案第 41 号平成 25 年度小豆島町水道事業会計予算。

原案どおり可決すべきものと決定した。

平成 25 年 3 月 18 日。小豆島町議会議長秋長正幸殿。総務建設常任委員会委員長藤本傳夫。

議案第 20 号小豆島町新しい産業づくり条例に対する修正案。

議案第 20 号小豆島町新しい産業づくりの条例の一部を次のように修正する。

修正後、助成金の交付申請第 5 条、略、「3、町長は、前項の規定により助成金の交付の可否を決定するに当たり、新しい産業づくり審議会を置き、その意見を聞くものとする」というふうに修正を出しております。

議長(秋長正幸君) 委員長報告が終わりました。

議案第 4 号から議案第 7 号まで、議案第 11 号、議案第 12 号、議案第 20 号、議案第 22 号、議案第 25 号、議案第 32 号、議案第 33 号、議案第 40 号及び議案第 41 号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(秋長正幸君) 質疑がないようですから、質疑を終わります。

~~~~~

日程第 2 議案第 3 号、議案第 13 号、議案第 19 号、議案第 33 号から議案第 39 号まで、議案第 42 号及び議案第 43 号に対する教育民生常任委員会審査報告

議長(秋長正幸君) 次、日程第 2、議案第 3 号、議案第 13 号、議案第 19 号、議案第 33 号から議案第 39 号まで、議案第 42 号及び議案第 43 号に対する教育民生常任委員会審査報告を議題とします。

教育民生常任委員長の審査報告を求めます。渡辺委員長。

教育民生常任委員長(渡辺 慧君) 平成 25 年 3 月 18 日。小豆島町

議会議長秋長正幸殿。教育民生常任委員会委員長渡辺慧。

委員会審査報告書。

本委員会は、2月28日付託された議案について慎重に審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。記。

1. 委員会開催年月日。平成25年3月5日、8日。

2. 審査の経過。理事者の出席を求め詳細な説明を受け、各委員より質疑、意見を求め、慎重に審査した。

3. 件名及び審査の結果。

(1)議案第3号小豆島町指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例について。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(2)議案第13号小豆島町介護老人保健施設事業の剰余金の処分等に関する条例について。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(3)議案第19号小豆島町新型インフルエンザ等対策本部条例について。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(4)議案第33号平成25年度小豆島町一般会計予算（教育民生常任委員会所管分）

原案どおり可決すべきものと決定した。

(5)議案第34号平成25年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(6)議案第35号平成25年度小豆島町国民健康保険診療所事業特別会計予算。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(7)議案第36号平成25年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計予算。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(8)議案第37号平成25年度小豆島町介護保険事業特別会計予算。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(9)議案第38号平成25年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(10)議案第39号平成25年度小豆島町介護予防支援事業特別会計予算。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(11)議案第42号平成25年度小豆島町病院事業会計予算。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(12)議案第43号平成25年度小豆島町介護老人保健施設事業会計予算。

原案どおり可決すべきものと決定した。

議長（秋長正幸君） 委員長報告が終わりました。

議案第3号、議案第13号、議案第19号、議案第33号から議案第39号まで、議案第42号及び議案第43号について、委員長報告に対する質

疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

~~~~~

日程第3 議案第3号から議案第7号まで、議案第11号から議案第13号まで、議案第19号、議案第20号、議案第22号、議案第25号、議案第32号及び議案第33号から議案第43号まで

議長（秋長正幸君） それでは、日程第3、議案第3号から議案第7号まで、議案第11号から議案第13号まで、議案第19号、議案第20号、議案第22号、議案第25号、議案第32号及び議案第33号から議案第43号までに対する討論及び採決を行います。

まず、議案第3号小豆島町指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。  
これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第3号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第4号小豆島町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。  
これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第4号は委員長報告のと

おり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第5号小豆島町町道の構造の技術的基準等を定める条例について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第5号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第6号小豆島町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第6号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第7号小豆島町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。  
これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第7号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第11号小豆島町水道事業の剰余金の処分等に関する条例について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。  
これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第11号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第12号小豆島町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。  
これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第12号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第13号小豆島町介護老人保健施設事業の剰余金の処分等に関

する条例について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。  
これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 13 号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第 13 号は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第 19 号小豆島町新型インフルエンザ等対策本部条例について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。  
これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 19 号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第 19 号は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第 20 号小豆島町新しい産業づくり条例に対する委員長の報告は、修正案を付して可決です。

まず初めに、修正案について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。修正案に対する討論を終わります。

修正案について採決します。

議案第 20 号の修正案について委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（秋長正幸君） 起立多数です。よって、議案第 20 号の修正案は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第 20 号小豆島町新しい産業づくり条例について、ただいま修正議決した部分を除く原案について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから修正議決部分を除く原案について採決します。

議案第 20 号の修正議決した部分を除く原案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（秋長正幸君） 起立多数です。よって、修正議決した部分を除く議案第 20 号原案は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第 22 号小豆島町手数料条例の一部を改正する条例について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 22 号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第 22 号は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第 25 号小豆島町水道事業給水条例等の一部を改正する条例について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 25 号は委員長報告のと

おり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第 25 号は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第 32 号小豆島町道路線の変更について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。  
これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 32 号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第 32 号は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第 33 号平成 25 年度小豆島町一般会計予算について、これから討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず原案に反対の方から発言を許します。11 番村上議員。

1 1 番（村上久美君） 議案第 33 号の平成 25 年度の一般会計予算の中の総務建設常任委員会が所管した部分について討論を行います。

防災、高潮対策、あと農林振興費としての中山の棚田保全対策等々については関連すべき内容があり、これについては賛成をいたしますが、問題として指摘しておかなければならないのは、瀬戸内芸術祭にかかわる予算が傾注している計上がされており、住民からも少なくない声として、住民の税金を住民の暮らしや福祉にもっと有効に使ってほしいと、こういう声が寄せられております。問題指摘として述べておきたいというふうに思います。

さらに、内海ダム公園建設費 3,197 万円、内海ダム開発費出資金 160 万円の歳出があり、これについては認められません。以上のことから議案第 33 号の平成 25 年度一般会計予算について反対しておきます。

議長（秋長正幸君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。5 番藤本議員。

5 番（藤本傳夫君） 私は、平成 25 年度小豆島町一般会計予算に賛成の立場から討論いたします。

平成 25 年度小豆島町一般会計予算では、健康づくり、子育て、人づくり、産業づくりを中心とした積極的な施策を推進する経費のほか、瀬戸内国際芸術祭の成功に向けた経費など、小豆島を元気にするための必要な予算が計上されております。

加えて、内海ダム関連は、防災もしくは地域の人々の安全を図るための事業でございますので、加えて私は議案第 33 号に賛成するものであります。

議長（秋長正幸君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。12 番鍋谷議員。

12 番（鍋谷真由美君） 私は、議案第 33 号平成 25 年度小豆島町一般会計予算のうち、教育民生常任委員会所管分についての内容に反対の立場で討論をいたします。

健康づくりや福祉の推進に力を入れ、子供の入院医療費を中学校卒業まで無料にすることや、肺炎球菌ワクチン接種費用の一部補助など、住民の願いに沿った施策については大いに歓迎するものです。しかし、新病院の建設に向け、小豆医療組合負担金 5,683 万 6 千円を初め、池田中学校解体に向けた委託料や子ども文庫解体撤去工事費など 8,213 万 5 千円の公立病院再編整備事業費が組み込まれています。町民生活に大きな影響のある病院統合、また地域への大きな影響のある中学校の統合も、それぞれ町民の十分な納得と合意を得ているとは言えず、拙速に進められており、反対です。

また、国が終結した同和事業、部落解放同盟へ啓発活動補助金や個人給付などの予算が組み込まれています。差別を解消するためにと称して特別扱いで予算措置することは、むしろ差別意識を助長しているのではないのでしょうか。同和関連予算は直ちに見直すべきです。以上のことから、私は議案第 33 号平成 25 年度小豆島町一般会計予算に反対をいたします。以上です。

議長（秋長正幸君） 以上で通告による討論は終わりました。ほかに討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 33 号は委員長報告のと

おり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（秋長正幸君） 起立多数です。よって、議案第 33 号は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第 34 号平成 25 年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 34 号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第 34 号は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第 35 号平成 25 年度小豆島町国民健康保険診療所事業特別会計予算について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 35 号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第 35 号は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第 36 号平成 25 年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計予算について、これから討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず原案に反対の方から発言を許します。12 番鍋谷議員。

12 番（鍋谷真由美君） 私は、議案第 36 号平成 25 年度小豆島町後

期高齢者医療事業特別会計予算に反対の立場で討論をいたします。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者を若い世代と分離して別勘定の制度に困り込み、重い負担を押しつける仕組みです。高齢者の医療費と負担を直結させ、医療にかかりたいなら重い負担を我慢せよと迫る高齢者いじめの制度です。長生きはするなと言っているのか、年金だけでどうやって暮らせばいいのか、これが高齢者の皆さんの悲痛な声です。命の平等を政治の責任で守り、高齢者を苦しめる制度は直ちに廃止し、もとの老人保健制度に戻すべきとの立場から、議案第36号平成25年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計予算について反対をいたします。皆さんの賛同を求めます。以上です。

議長（秋長正幸君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。10番渡辺議員。

10番（渡辺 慧君） 私は、議案第36号について、賛成の立場で意見を述べたいと思います。

この制度は、高齢化の進展、高度な医療の不況等による医療費の増大が見込まれる中で、国民健康保険法を初めとして、その他法律に基づく医療保険制度に原則として全ての国民が加入する仕組みである国民皆保険を維持することに重要なものであり、現在も法に基づいた制度運用を行っているところであります。

今後の高齢者医療制度の改革については、状況等も踏まえて、必要に応じて社会保障制度国民会議において検討して結論を得るということになっておりますが、今後も制度のあり方と方向性について議論が進められているようであります。

しかしながら、現行において法律に定められて制度であり、それに基づき予算を編成し、制度の適切な運用を図ることは地方自治体にとって当然のことです。よって、平成25年度の後期高齢者医療事業特別会計予算については賛成いたします。

議長（秋長正幸君） 以上で通告による討論は終わりました。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第36号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（秋長正幸君） 起立多数です。よって、議案第 36 号は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第 37 号平成 25 年度小豆島町介護保険事業特別会計予算について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。  
これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 37 号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第 37 号は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第 38 号平成 25 年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。  
これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 38 号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第 38 号は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第 39 号平成 25 年度小豆島町介護予防支援事業特別会計予算について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。  
これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 39 号は委員長報告のと

おり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第 39 号は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第 40 号平成 25 年度小豆島町簡易水道事業特別会計予算について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 40 号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第 40 号は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第 41 号平成 25 年度小豆島町水道事業会計予算について、これから討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず原案に反対の方から発言を許します。11 番村上議員。

11 番（村上久美君） 議案第 41 号平成 25 年度の小豆島町水道事業会計予算について、反対をいたします。

内海ダムは、平成 25 年度に完了すると言われましたが、事業費が今まで累計で 185 億円の莫大な住民の血税が使われてきております。人口減少のもとでこれほどの公金が使われる無駄なダムを建設して終了という運びになっています。

今回の予算の中で、内海ダム再開発費が計上されているために反対をいたします。

なお、問題をこの際指摘しときます。

橋簡易水道が上水道に統合したため、給水収益の増加が見込まれた予算が計上されております。本来、上水道使用料金として換算計上されれば 980 万円の収益になるとの説明でした。他の上水道利用者からすれば、なぜ橋だけが低い料金のままなのか、水道料金を引き下げよとの住民の声が多数出されることは必至だろうというふうに考えます。上水道料金の統一がないまま予算執行するのは、問題の先送りでしかありません。

早急にこの問題に対する対策を講じるよう要請を指摘しておき、この議案第 41 号平成 25 年度の小豆島町水道事業会計予算に対して反対をいたします。

議長（秋長正幸君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。5 番藤本議員。

5 番（藤本傳夫君） 私は、議案第 41 号に賛成の立場から意見を述べたいと思います。

内海ダム再開発事業は、平成 14 年に新規ダム建設事業の採択がなされて以来、別当川の多目的ダムとして事業が進められております。平成 25 年度には本体工事が完了となり、また現在試験断水を行っており、周辺整備工事も行われております。

ダム事業の大きな目的が地域住民の命や財産を守る治水を目的としておりますので、この事業の推進により別当川流域のとうとい人命や貴重な財産を台風などの自然災害から守り、安全で安心して生活できる地域を創造し、また水不足による日常生活や経済活動に及ぼす渇水被害の解消を図るとともに、統合整備的に整備を行っている事業であります。なお、多くの町民も、新しいダムの早期供用開始を待ち望んでおります。

また、このほか、いずれも水道事業を執行するために必要な予算計上がなされていると思います。

橋簡水につきましてですが、浄水施設の老朽化に伴う維持管理面が困難になっているため、内海浄水場から上水を直接供給し、配水管の改良を実施しなければならないことから、上水道事業への統合事業は必要な事業であります。

このようなことから、簡易水道事業会計のうち橋簡易水道分を小豆島町水道事業会計に移行することは必要なことと判断されます。

また、料金の問題に関しては、激変緩和措置があってしかるべきと思いますので、議案第 41 号に賛同いたします。

議長（秋長正幸君） 以上で通告による討論は終わりました。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 41 号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（秋長正幸君） 起立多数です。よって、議案第 41 号は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第 42 号平成 25 年度小豆島町病院事業会計予算について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。  
これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 42 号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第 42 号は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第 43 号平成 25 年度小豆島町介護老人保健施設事業会計予算について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。  
これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 43 号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第 43 号は委員長報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。再開は 10 時 15 分からとします。

休憩 午前 10 時 04 分

再開 午前 10 時 16 分

議長（秋長正幸君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第4 報告第2号 専決処分の報告について（安田ポンプ場下部工事に係る工事請負変更契約の締結について）

議長（秋長正幸君） 次に、日程第4、報告第2号専決処分の報告について（安田ポンプ場下部工事に係る工事請負変更契約の締結について）を議題とします。

町長の報告を求めます。町長。

町長（塩田幸雄君） 報告第2号専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

本件は、平成24年6月第2回定例会においてご議決いただきました安田ポンプ場下部工事に係る工事請負契約について、工事内容の一部変更により変更契約を締結する必要が生じたため、地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分を行い、同条第2項の規定により報告するものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。建設課長。

建設課長（尾田秀範君） 報告第2号安田ポンプ場下部工事に係る工事請負変更契約の締結に関する専決処分の報告についてご説明申し上げます。

追加上程議案集1ページからでございますが、2ページをまずお開きください。

変更理由につきましては、工事内容の変更ということになっております。

工事内容の主たる変更は、仮設鋼矢板未施工箇所薬液注入の追加及びくい打設におけるパイロハンマー工法からプレボーリングセメントミルク注入工法への変更及び残置する鋼矢板切断撤去の中止や現地生産による数量減に伴う内容変更が生じたものでございます。

3ページをご覧ください。

縦横逆ですが、横にさせていただきたいと思っております。

薬液注入の変更につきましては、平面図の水色ハッチング部が薬液注入の箇所、当初は鉛直方向のみの鉛直削孔注入を計画しておりましたが、未施工部が残るため、斜削孔による薬液注入を追加いたしました。

また、図面の水色の部分が上下に分かれておりますところは、地盤地質が粘性土であり、薬液注入で補強を要しない部分で、約1メートル35センチの厚みでございます。

続きまして、くい打設の工法の変更につきましては、当初設計におい

て標準工法であるパイプロハンマー工法で打設を計画しておりましたが、プレボーリングセメントミルク工法に変更いたしましたのは、打ち込み時の振動を全てなくす目的でございます。と申しますのは、平成 23 年度に 80 枚の矢板の打設を行っておりました。今年度は、仮設矢板 243 枚の打ち込みを計画しておりますが、その中で 80 枚の打設のときに周辺家屋の屋根瓦のずれ等の事例が生じたことから、矢板の打設につきましては無振動の圧入工法に変更して振動対策を計画しておりました。しかしながら、矢板打設時の地盤がかたく、打設に時間を要したことから、中間ぐい、総数 12 本でございます、平面図の中の H マークの位置でございますが、この 12 本ですので、標準打設工法でパイプロ打設で計上いたしておりましたが、矢板の打設時に地盤がかたいという形を確認しましたもので、中間ぐいの打設工法も変更しなければ振動が周辺家屋に与える影響が大きいと判断し、無振動の工法に変更したものでございます。

4 ページをご覧ください。

仮設矢板の 243 枚のうち 155 枚の矢板につきましては、残置させる予定でございます。そのうち、杭頭約 1 メーターの切断を計画いたしておりましたが、これをしばらくの間様子を見るということで中止にいたしました。工事中から周辺地盤への影響を見るため、矢板の法線を確認しており、埋戻し後の矢板法線の変動確認を行うため、今回はあえて矢板の頭部を切断することを中止いたしております。最終的な切断となります。以上のことから、当初契約から 243 万 1,500 円を増額する変更契約を締結し、変更後の契約金額を 1 億 6,891 万 500 円とすることを、平成 25 年 2 月 28 日付で町長の専決処分としたものでございます。以上で報告第 2 号の説明を終わらせていただきます。

~~~~~

|        |          |                                        |
|--------|----------|----------------------------------------|
| 日程第 5  | 議案第 44 号 | 平成 24 年度小豆島町一般会計補正予算（第 5 号）            |
| 日程第 6  | 議案第 45 号 | 平成 24 年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）    |
| 日程第 7  | 議案第 46 号 | 平成 24 年度小豆島町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 8  | 議案第 47 号 | 平成 24 年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）      |
| 日程第 9  | 議案第 48 号 | 平成 24 年度小豆島町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）      |
| 日程第 10 | 議案第 49 号 | 平成 24 年度小豆島町病院事業会計補正予算（第 1 号）          |

議長（秋長正幸君） 次、日程第5、議案第44号平成24年度小豆島町一般会計補正予算（第5号）から日程第10、議案第49号平成24年度小豆島町病院事業会計補正予算（第1号）までは相関する案件でありますので、あわせて提案理由の説明を求めます。町長。

町長（塩田幸雄君） 議案第44号平成24年度小豆島町一般会計補正予算（第5号）について提案理由のご説明を申し上げます。

一般会計において追加補正をお願いします額は、1,993万4千円でございます。

補正の内容といたしましては、総務費9,376万7千円の減、民生費4,543万8千円、衛生費506万円で、労働費109万1千円減、農林水産業費2,954万1千円減、商工費653万円減、土木費5,013万1千円、消防費38万1千円、教育費5,997万3千円となっております。

詳細につきましては、担当部長等から説明をさせます。

議案第45号国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）、議案第46号国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第2号）、議案第47号介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、議案第48号簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第49号町病院事業会計補正予算（第1号）につきましても、担当課長に順次説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 日程第4号、議案第44号平成24年度小豆島町一般会計補正予算（第5号）の内容説明を求めます。企画振興部長。

企画振興部長（松本 篤君） 議案第44号平成24年度小豆島町一般会計補正予算（第5号）についてご説明を申し上げます。

上程議案集の5ページをお開き願います。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,993万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ90億5,559万7千円とするものでございます。

第2条は、繰越明許費でございます。地方自治法第213条の第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費を9ページの第2表繰越明許費のように定めるものでございます。

第3条は、地方債の補正であり、10ページに記載している第3表地方債補正のように定めるものでございます。

9ページをお開き願います。

第2表、繰越明許費でございます。

今回の繰り越しにつきましては、本年2月26日に成立いたしました国の補正予算により実施する事業が大部分を占めております。

2款総務費、1項総務管理費の馬木地区緊急避難場所等整備事業、6

款農林水産業費、1項農業費の西村大橋耐震点検調査事業から8款土木費、5項住宅費の福田地区改良住宅外壁等改修事業、1行飛びまして、6項都市計画費の植松都市下水路整備事業（国の補正予算第1号）がこれに該当し、実施期間が極めて短いため繰り越しさせていただいております。

こちらに書かれておりますように、今回の国の補正予算では、総額1億3,660万7千円の追加補正をお願いをいたしております。

次に、その他の繰り越しの理由を説明させていただきます。

3款民生費、1項社会福祉費の小規模多機能施設整備事業（福田地区）につきましましては、介護保険事業第5期計画において予定しておりましたNPO三都の浜の施設整備につきましてサービスの提供をスムーズに行えるよう前倒し実施することとなったため、今回の補正予算を計上し、繰り越しを行うものでございます。

4款衛生費、3項水道費の内海ダム再開事業出資金につきましましては、試験湛水開始後に着手いたしました計画総貯水量でございます106万立方メートルを確保するための貯水池掘削工事におきまして、当初想定していたよりも高い位置での岩盤の露出、露頭や多数の転石が発生したことから、掘削や残土処分に不測の日数を要し、県事業が繰り越しとなったため、町予算についても繰り越しを行うものでございます。

次に、8款土木費、6項都市計画費の植松都市下水路整備事業（当初予算分）につきましましては、安田ポンプ場の下部工事におきまして仮設工事に不測の日数を要し、年度内完了が見込めなくなったため、繰り越しを行うものでございます。

次に、10款教育費、2項小学校費の星城小学校屋内運動場耐震等改修事業につきましましては、平成24年11月30日の閣議により使用が決定されました東日本大震災復興特別会計予備費を活用いたしまして、耐震補強工事等を前倒し実施するもので、実施期間も短く年度内発注が困難なことから、繰り越しするものでございます。

最後に、10款7項保健体育費の福田体育館改修事業については、施設改修に係る設計業務において建築確認や消防など、関係機関や地元自治会との調整に不測の日数を要したため、繰り越しを行うものでございます。

次に、第3表地方債補正をご覧ください。

10ページでございます。

まず、追加分でございます。

先ほど繰越明許費でご説明いたしました国の補正予算等を活用するに際し、補助残を財源とするなど、借入限度額に合わせて町債を追加発行するものでございます。

なお、2行目の橘簡水統合事業につきましましては、当初予算では簡水特会で起債することとしておりましたが、全国防災事業に該当したため、

一般会計が起債し、繰出金として支出することに変更したことにより追加発行するものでございます。また、国の補正予算を活用するとともに、それぞれの事業について事業費または負担金の確定見込み及び起債対象経費の精査等により、借入限度額を補正後のように変更するものでございます。

続きまして、補正予算の内容をご説明申し上げます。

議案集の末尾に添付しております平成 24 年度小豆島町一般会計補正予算（第 5 号）説明書の 5 ページ、6 ページをお開き願います。

歳入の補正でございます。

12 款分担金及び負担金、1 項 2 目 1 節農業費分担金 16 万 3 千円の減につきましては、古郷池の防災対策事業が追加された一方、ため池整備に係る負担率の変更により、受益者負担金が減額となったものでございます。

同じく 3 項 1 節河川費分担金 60 万円の減につきましては、急傾斜地崩壊対策事業におきまして工法の変更により事業費が減額となったことから、受益者負担も減となったものであります。

次に、13 款使用料及び手数料、1 項 4 目 1 節商工使用料 480 万円の減につきましては、サイクリングターミナルを昨年 10 月から本年 2 月まで休館し、3 月からは瀬戸芸関係者の活動拠点として活用していることから、使用料が大幅な減となったものでございます。

次に、14 款国庫支出金、1 項 1 目 1 節社会福祉費負担金 381 万 4 千円につきましては、国民健康保険の医療費が、国が定める基準給付費の 1.17 倍を超えた場合、基準超過の 2 分の 1 を税、公費負担するもので、国、県、町がそれぞれ 3 分の 1 を負担することとなり、国分の負担金でございます。同じく 2 節児童福祉費負担金 1,877 万 8 千円の減につきましては、住民税の年少扶養控除の廃止等に伴い、国、県、町の負担割合が変更されたことや、給付実数の変動により国の負担金が減額となったものであります。

14 款 2 項 1 目 1 節総務費補助金 550 万円につきましては、馬木地区緊急避難場所等整備事業の財源となるもので、国の補正にかかわるものであります。

同じく 3 目 2 節環境衛生費補助金 251 万 7 千円の減につきましては、合併処理浄化槽の整備にかかわる国庫補助金が年度間調整により減額となったものであります。

同じく 4 目 2 節住宅費補助金 678 万 2 千円及び 3 節都市計画費補助金 600 万円でございます。これは、それぞれの事業におきまして、当初予算計上分につきましては事業費の精算に伴い減額となった一方、国の補正予算により事業を前倒し実施することとしたため、トータルで増額となったものでございます。同じく 4 節道路橋梁費補助金 1,200 万円でございます。これも、国の補正予算を活用し、町道の路面調査と補修工事を

実施するものでございます。補助率は5分の3となっております。

次に、5目1節小学校費補助金 2,064 万円につきましては、星城小学校の屋内運動場の耐震等事業の財源に東日本大震災復興特別会計予備費を活用するものであり、補助率は3分の2となっております。

同じく6目1節水産業費補助金 550 万円につきましても、国の補正予算を活用いたしまして橘漁港高潮対策事業を前倒し実施するもので、補助率は2分の1となっております。

次に、14款3項1目2節選挙費委託金 167万1千円の減につきましては、衆議院議員選挙費の精算に伴う減額でございます。

7ページ、8ページをご覧ください。

15款県支出金、1項1目1節社会福祉費負担金 381万4千円と2節児童福祉費負担金 361万5千円につきましては、国庫負担金と同様の理由で増額となったものでございます。

次に、15款2項1目1節総務管理費補助金 1,492万6千円の減につきましては、光ファイバー網整備事業費の減額に伴い県の補助金が減額となったものでございます。

同じく2目1節社会福祉費補助金のうち、説明欄1の隣保館運営費補助金 67万5千円の減につきましては、人件費の精算などに伴い減額となったものであります。また、説明欄2の2,250万円と3の540万円につきましては、福田地区に設置いたします小規模多機能施設の整備と備品購入に対する県補助金でございます。また、説明欄4のひとり暮らし高齢者対策事業費補助金 139万6千円につきましては、平成24年度からの新規事業でヘルスケアシステム導入事業や軽度家事支援及び配食サービスに対する県補助金でございます。

同じく2目2節児童福祉費補助金から、1ページめくっていただきまして、10ページの3項1目3節選挙費委託金までは、事業費確定見込みに伴う歳入の増額または減額とともに、国の補正予算を活用した事業実施に伴い県補助金が増額となったものでございます。

次に、16款財産収入、1項2目1節利子及び配当金 1万4千円につきましては、それぞれの基金につきまして利子確定により増額となったものでございます。

同じく2項1目1節土地建物等売却収入 336万9千円につきましては、柴中農道整備事業を単独県費土地改良事業から中山間地域総合整備事業での実施に変更したことにより増額となったものでございます。

次に、17款寄付金につきましては、それぞれの目的による寄付がございましたので、これを受け入れるものでございます。

次、18款繰入金、1項1目1節財政調整基金繰入金 3,069万6千円の減につきましては、今回の補正による一般財源の調整をこちらで対応いたしております。

4目から、1ページをめぐっていただきまして、11ページの14目まで

の基金繰入金につきましては、それぞれ充当事業の精算により増額または減額するものでございます。

次、11 ページ、12 ページをご覧ください。

同じく 20 款諸収入、5 項 1 目 3 節雑入のうち、説明欄 1 のクリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金 82 万円につきましては、電気自動車の急速充電設備設置事業の財源といたしまして、本体価格の 2 分の 1 に相当する補助金が一般社団法人次世代自動車振興センターから交付されるものでございます。説明欄 2 の新技術・地域資源開発補助事業補助金 300 万円の減額につきましては、事業者が補助申請を取り下げたことにより減額するものでございます。次に、説明欄 3 の別当川総合開発事業関連土地等補償費 6,122 万 6 千円につきましては、残土処分地として県に貸与しておりましたダム直下の土地が対応前と返還時に土地の形状変更があり、この形状変更によって生じた損失を補填するため、県から補償費が交付されるものでございます。次に、説明欄 4 の小豆島ふるさと村管理委託料剰余金返還金 1,102 万 8 千円につきましては、昨年 10 月に実施されました税務調査により、指定管理者制度導入以降の公益事業会計全体の剰余金を町に変換すべきとの指摘がございましたことから、当該金額を町に返還するものでございます。

21 款町債につきましては、さきに地方債補正でご説明したとおりでございます。以上、歳入の補正額合計は 1,993 万 4 千円の増となっております。

次に、歳出の説明を申し上げます。

13 ページ、14 ページをお開き願います。

2 款 1 項 1 目一般管理費、3 節職員手当等 200 万円と 7 節賃金 7 万円の増につきましては、職員及び臨時職員の時間外手当が不足する見込みであり、増額補正させていただくものでございます。

2 款 1 項 2 目文書費、11 節需用費 543 万 3 千円の減と 14 節使用料及び賃借料 127 万 7 千円の増につきましては、例規集の加除方法の変更とともに、例規に係る電子システムの高度化により追録費用が減額となった一方、システム使用料が増額となったものでございます。

2 款 1 項 7 目企画費、25 節積立金 179 万円につきましては、ふるさと納税として 20 件の寄付がありましたので、ふるさとづくり基金に積み立て、今後寄付者の意向に沿った事業の財源として活用しようとするものでございます。

次に、2 款 1 項 8 目情報管理費 1 億 6,418 万 6 千円の大幅な減額でございます。これは、光ファイバー網の整備事業におきまして、光ファイバーなどの部材の価格低下や既存設備を最大限活用するなど効率的な事業実施に努めたことから、総事業費が大幅に縮減できたことにより、町から N T T に交付いたします補助金が減額となったとともに、町の補助金支出に依りて交付される県補助金を原資といたしました基金積立金も

減となったものでございます。

次に、2款1項10目自治振興費 250万5千円につきましては、神浦自治会に3件50万円の、室生自治会に1件200万円の寄付がありましたので、それぞれ自治会振興補助金として交付するものでございます。また、小豆島高校を支える会にも1件5千円の寄付がありましたので、同会に補助金を交付するものでございます。

次に、2款1項13目防災諸費 1,100万円につきましては、馬木地区の緊急避難場所等の整備に向けて、国の補正予算を活用し測量設計業務を委託するものでございます。

次に、2款1項16目財政調整基金費 6,123万8千円につきましては、利子の端数分を増額補正させていただくとともに、歳入でもご説明いたしました別当川総合開発事業関連都市補償費について、補償の対象となった土地購入の際に財源として発行いたしました町債の繰上償還財源を確保するため、県から交付される補償費を減債基金に積み立てるものでございます。

2款2項1目税務総務費、13節委託料 273万円であります。これは、介護医療保険扶養控除の新設や項目別の適用限度額の変更など、平成22年の税制改正に対応するための電算システムの改修経費でございます。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費、3節職員手当等と4節共済費につきましては、決算見込みによる人件費の補正でございます。

15ページ、16ページをお開き願います。

2款4項1目選挙管理委員会費 10万5千円の減につきましては、決算見込みによる人件費の減額補正でございます。

同じく2目農業委員会選挙費から4目衆議院議員選挙費までは、無投票となった農業委員会委員選挙も含め精算に伴い減額補正するものでございます。

17ページ、18ページをお開き願います。

3款1項1目社会福祉総務費、3節職員手当等 102万8千円につきましては、時間外手当が不足する見込みであり、増額補正させていただくものでございます。11節需用費 181万7千円につきましては、サン・オリーブの源泉ポンプの交換におきまして当初見込みを上回る交換消耗品が必要となったため増額補正を行うものでございます。28節繰出金 1,177万6千円につきましては、歳入でも申し上げましたが、国民健康保険における医療費が国の定める基準給付費の1.17倍を超えた場合、基準超過の2分の1を公費負担するもので、その経費 1,144万4千円が大部分を占めております。

3款1項2目老人福祉費、3節職員手当等 10万円の減と4節共済費 128万円の減につきましては、決算見込みによる人件費の減額補正でございます。13節委託料 522万円の減につきましては、措置人員の減少によるものでございます。また、19節負担金補助及び交付金 4,290万円につ

きましては、施設整備分に限り県補助金と同額を町費で上乘せし、前年と同額の3千万円を、また併設介護予防拠点分750万円と備品分540万円につきましては、県補助金と同額を小規模多機能施設整備事業を実施する事業者に補助するものでございます。25節積立金29万円につきましては、介護老人保健施設整備事業に対する本年度の寄付に前年3月寄付分を加算し、介護老人保健施設整備基金に積み立てるものでございます。同じく28節繰出金698万5千円につきましては、介護給付費の増に加え、電算システム改修等事務費の増によるものでございます。

3款1項5目障害者福祉費、8節報償費5万6千円につきましては、平成24年4月から権限移譲されました身体障害者相談員2名と知的障害者相談員1名の報償費でございます。

3款1項6目人権対策総務費、4節共済費から、2ページめくっていただきまして、21ページの4款衛生費、2項3目し尿処理費、3節職員手当等までは、決算見込みによる人件費の減と事業費の確定見込みによる歳出予算の減額または増額でございます。

4款3項2目簡易水道費、28節繰出金3,968万5千円につきましては、橘簡易水道統合事業が全国防災事業に該当したことから、当該事業の総事業費から国庫補助金を控除した額の100分の55を一般会計から簡水特会に繰り出すことに変更したことが主な要因でございます。

次に、4款4項1目病院費、19節負担金補助及び交付金2,960万円の減額であります。これは、普通交付税の算定における病床単価の減額改定や基礎年金拠出金等の決算ベースでの算定減などとともに、電子カルテ機器更新事業の精算により負担金が減額となっております。また、小豆医療組合負担金につきましても、事業の進捗状況により事業費が減額となり、負担金も減となったものでございます。同じく25節積立金97万2千円につきましては、歳入でもご説明いたしました。病院事業に対する本年度の寄付に利子の端数も加味して内海病院事業基金に積み立てるものでございます。

5款労働費、1項4目緊急雇用対策費109万1千円の減につきましては、事業内容の変更に伴い減額となったものでございます。

6款農林水産業費、1項2目農業総務費、4節共済費120万円の減につきましては、決算見込みによる人件費の減額でございます。

6款1項3目農業振興費、1ページめくっていただきまして、24ページの最上段、19節負担金補助及び交付金117万9千円につきましては、国の耕作放棄地再生利用交付金事業に取り組む農業者等に対する補助金で、事業費の4分の1となる県補助金を町を經由して交付事業者に補助するものでございます。なお、事業費の2分の1となる国庫補助金につきましては、直接地域農業再生協議会に交付されることとなっております。

同じく6款1項4目園芸振興費、19節負担金補助及び交付金242万円

の減につきましては、事業の取り下げや温室の材質変更などにより事業費が減額となったことから、補助金も減となったものでございます。

同じく6款1項6目農地費 3,451万7千円の減につきましては、柴中農道整備事業を単独県費土地改良事業から中山間地域総合整備事業での実施に変更をしたことが主な減額要因でございます。

また、国の補正を活用いたしまして、農免道路の西村大橋耐震点検調査を実施いたしますとともに、土地改良区が実施する事業の追加や事業費の確定見込みによる歳出予算の減額または増額でございます。

同じく6款1項12目オリーブ生産費、19節負担金補助及び交付金 389万8千円の減につきましては、事業の取り下げや事業費の減額などにより補助金も減となったものでございます。

また、6款1項13目畑地かんがい施設管理費、11節需用費 31万1千円につきましては、施設の老朽化に伴い修繕を要する箇所が当初見込みを上回ったため増額補正させていただくものでございます。

同じく6款2項1目林業総務費、19節負担金補助及び交付金 4千円につきましては、需割りの追加により協会負担金を増額補正させていただくものでございます。

同じく6款3項3目漁港建設費、13節委託料 1,100万円につきましては、国の補正等を活用いたしまして、橘漁港の高潮対策事業を前倒し実施するものでございます。

7款商工費、1項1目商工総務費、4節共済費 30万円の減につきましては、決算見込みによる人件費の減額でございます。

25ページ、26ページをお開き願います。

7款1項2目商工業振興費、19節負担金補助及び交付金 300万円の減額でございます。これは、補償金の交付決定を受けておりました剪定オリーブ木材を利用した高品質白炭の生産事業の取り下げにより皆減となったものでございます。

次、7款1項5目サイクリングターミナル費 305万円の減額でございます。これも、歳入でも申し上げたとおり、サイクリングターミナルを昨年10月から本年2月まで休館し、3月からは瀬戸芸関係者の活動拠点として活用していることから、休館中の5カ月間において不用になった経費を減額補正するものでございます。

7款1項6目オリーブ振興費、4節共済費 18万円の減につきましては、決算見込みによる人件費の減額でございます。

8款土木費、1項1目土木総務費、23節償還金利子及び割引料 280万1千円につきましては、平成23年度実施事業分の補助対象事業費の精算により補助金の返還が必要となったものでございます。

同じく8款2項2目道路橋梁維持費 2千万円につきましては、国の補正を活用いたしまして路面調査や舗装の劣化が著しい区間の舗装修繕を行うものでございます。

同じく 8 款 2 項 3 目道路新設改良費 1,100 万円の減につきましては、単独県費道路改良事業の精算による減額補正でございます。

同じく 8 款 3 項 2 目急傾斜地対策費、1 ページめくっていただきまして、28 ページの最上段、15 節工事請負費 200 万円の減でございます。これは、工法の再検討により事業費が減額となったものでございます。

同じく 8 款 3 項 3 目河川改良費、19 節負担金補助及び交付金 10 万円につきましては、国の補正を活用して県が実施する坂手瀬戸海岸の陸開新設事業にかかわる県営事業負担金を補正するものでございます。

同じく 8 款 4 項 2 目港湾建設費、19 節負担金補助及び交付金 370 万円につきましては、当初予算計上分の事業費確定見込みによる負担金の減額と国の補正を活用して実施いたします県営事業に係る負担金を追加するものでございます。

同じく 8 款 5 項 1 目住宅管理費 1,697 万 6 千円につきましては、当初予算計上分の事業費確定による歳出予算の減額と国の補正を活用して前倒し実施いたします当浜団地の耐震等工事費と民間住宅耐震診断等補助金を追加するものでございます。

同じく 8 款 5 項 3 目改良住宅等改善事業費 464 万 4 千円と 6 項 3 目都市下水道建設事業 1,500 万円につきましては、当初予算計上分の事業費確定による歳出予算の減額と国の補正を活用して実施いたします工事費を追加するものでございます。

同じく 8 款 6 項 4 目公園管理費、3 節職員手当等 10 万円の減につきましては、決算見込みによる人件費の減額でございます。

9 款消防費、1 項 1 目常備消防費、19 節負担金補助及び交付金 38 万 1 千円につきましては、新規採用者用の被服購入費の増など、精算の結果広域費負担金が増となったものでございます。

10 款教育費、2 項 1 目学校管理費 6,949 万 8 千円でございます。

1 ページめくっていただきまして、30 ページの最上段、13 節委託料 181 万 5 千円と 15 節工事請負費 6,768 万 3 千円につきましては、東日本大震災復興特別会計予備費を活用いたしまして星城小学校屋内運動場の耐震化を実施するものであり、これをもって町内小学校の耐震化を終了いたします。

同じく 2 目教育振興費、19 節負担金補助及び交付金のうち、説明欄 1 の 10 万円につきましては、小豆島東ライオンズクラブが主催するスポーツ講演会に町内の小学 6 年生 100 名が参加することから、開催経費の一部を負担するものでございます。また、説明欄 2 の 20 万円につきましては、星城小学校に対し 1 件 20 万円の寄付がございましたので、学校振興補助金として交付するものでございます。

10 款 3 項 1 目学校管理費、3 節職員手当等から 10 款 6 項 3 目図書館費、3 節職員手当までは、決算見込みによる人件費の増減でございます。

31 ページ、32 ページをお開き願います。

10 款 6 項 8 目芸術振興費、19 節負担金補助及び交付金 150 万円の減につきましては、演劇「二十四の瞳」上演に向けまして準備を進めている N P O 法人の本年度の実績見込みにより補助金を精算するものでございます。

10 款 7 項 1 目保健体育総務費、4 節共済費 138 万円の減につきましては、決算見込みによる人件費の減額でございます。以上、歳出予算の補正総額は 1,993 万 4 千円の増額となっております。以上で一般会計補正の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
11 番村上議員。

1 1 番（村上久美君） 18 ページの老人福祉費の説明のところの 1 と 2、特別対策事業補助金が 2 つあります。これは、小規模多機能型の事業者に補助するというふうな説明だったと思うんですが、これについて特別対策というふうなことになってるんですけど、この 24 年度の補正、この年度だけで終わるものなのかどうなのか、それについて伺いたいと思います。その事業内容について説明をしてください。

それから、24 ページのオリーブ生産費のところ、負担金及び交付金の香川 6 次産業化促進整備事業補助金、これは申請の取り下げということでしたが、この事業の詳細な内容について説明をしてください。

ページ 26 ページの道路橋梁費、工事請負費の 1,800 万円、これの工事の詳細について伺います。

議長（秋長正幸君） 高齢者福祉課長。

高齢者福祉課長（濱田 茂君） ご質問の 18 ページの特別対策事業でございますが、この補助金につきましては、香川県のほうに国から交付金が交付されまして、それを基金として活用しておるものになります。これにつきましては、平成 25 年度で終わるような形になっております。

あと、事業の内容でございますが、小規模多機能施設を登録定員 25 名、通いのデイを 15 名、宿泊を 9 名で予定しております。併設して、介護予防拠点ということで、そちらのほうではミニデイサービスとか運動教室、そういうような事業を計画しております。細部説明欄の 3 番になりますが、開設準備特別対策事業費補助金につきましては、宿泊室 9 室に対して 1 室当たり 60 万円の補助金があるものです。以上です。

議長（秋長正幸君） オリーブ課長。

オリーブ課長（城 博史君） 村上議員のご質問にお答えします。

24 ページの香川 6 次産業化促進整備事業補助金 389 万 8 千円の減額でございます。これにつきましては、単独県費補助事業の新メニューといたしまして 24 年度に創設された事業でございます。それで、オリーブオイル採油機の導入を当初 2 社予定しておりましたが、当初予算成立後にそのうちの 1 社から応募の辞退の申し出がございました。それで、残りの 1 社は採油機を購入しておりますので、その事業確定に伴います減額とあわせまして、1 社辞退申し入れがございました。その関係の県補助金、町の嵩上げの 6 分の 1 部分の補助金の減額でございます。

議長（秋長正幸君） 建設課長。

建設課長（尾田秀範君） 道路橋梁維持費の中の工事請負費 1,800 万円の内容でございますが、今現在考えておりますのは、谷尻白浜線、奥中山線、草壁安田中央線の 3 線を考えております。この費用につきましては、国の補正予算を対応してやっておる部分でございます。未契約繰り越しでやる予定でございます。趣旨といたしましては、路面の 40% 以上がひび割れておるとか、わだちといたしますか、掘り下げの部分が 4 センチ以上である箇所に限るという形で、多少の制約がある中でこの 3 路線が特に傷みがひどいということで対応しております。以上でございます。

議長（秋長正幸君） ほかにご質疑ありませんか。6 番森議員。

6 番（森 崇君） 安田ポンプ場の関係なんですけど、専決処分の、屋根が傷んだと言われましたけど、何件らい。

それから、距離というんか、割と近くのところだったと思うんですけど、それを教えてほしいと思います。

議長（秋長正幸君） 建設課長。

建設課長（尾田秀範君） 先ほどの専決の中で説明した中で屋根が傷んだという話でございます。屋根の傷んだのは 1 件でございます、屋根瓦がずれて、ちょっと雨漏りの症状が見受けられたという形のが 1 件でございます。

議長（秋長正幸君） ほかに質疑はありませんか。11 番村上議員。

11 番（村上久美君） 12 ページです。

雑収で受けてます説明 4 の小豆島ふるさと村管理委託料剰余金返還金ですが、説明では税務調査を受けてこの返還の処理をすべきという指導を受けたというふうに言われましたが、この指定管理事業者に対する委

託料剰余金、これは今後ほかにも指定管理者、事業者がいてるわけですが、この処理の仕方についての問題点があったというのであれば、今後の各指定管理事業者の決算なりの処理の仕方に共通したものがあるのかというふうに思うわけですが、もう少し税務調査の指導を受けた内容について説明をしてください。

議長（秋長正幸君） 商工観光課長。

商工観光課長（坂東民哉君） 村上議員のご質問にお答えいたします。

この剰余金返還金につきましては、昨年 24 年 10 月に実施された土庄税務署の税務調査によりまして、内容については全ての職員の退職給付引当金を公益事業のほうに計上しておりました。この点について、公益事業と収益事業とございますけれども、収益事業の職員分については、公益事業のほうで計上するのは不適切であるというご指摘がございました。税務署の指導によりましてこの部分を再計算いたしまして、会計事務所と協議の上この金額で返還をするような内容になっております。

なお、24 年度以降につきましては、公益事業に剰余金が生じた場合は、小豆島町に返還する旨を明記した契約を締結するというふうなことにしております。

今後につきましては、このあたり公益事業と収益事業の割り振りにつきまして、24 年度、本年度以降はある程度調整をかけてまいりますので、このような形の剰余金が生じることはほぼなくなるとは思っております。以上です。

議長（秋長正幸君） 11 番村上議員。

11 番（村上久美君） 他の指定管理事業者との関係で、この退職給付引当金についての関連についてはあるんでしょうか。そこら辺はどういうふうなんでしょう、説明を。

議長（秋長正幸君） オリーブ課長。

オリーブ課長（城 博史君） 私のほうからは、財団法人小豆島オリーブ公園の状況についてご説明させていただいたと思います。

今回のふるさと村の件については、先ほど来ご説明しておりますように、退職給与引当金を損金として処理するという、これについては 15 年 4 月の法改正以降認められていないと。そういったことで、町に返還するなら課税はしないという指導であったかと思えます。

小豆島オリーブ公園の場合は、職員の退職金について平成 9 年から中小企業退職金共済に加入をしておるところでございます。掛金について

は全額損金として認められておりますので、このような事案に該当することはございません。以上です。

( 11 番村上久美君「今、オリーブ公社だった。ほかはどんなんですか。それだけでも」と呼ぶ )

議長 ( 秋長正幸君 ) 一応 3 回の質問を受けておりますし……。

( 11 番村上久美君「答弁はないから」と呼ぶ )

商工観光課長。

商工観光課長 ( 坂東民哉君 ) 商工観光課には岬の分教場保存会がございますけれども、この指摘については、指定管理の町としてふるさと村公社とオリーブ公園振興公社で、岬の分教場のほうは対象外だと思っております。

それとあと、ふるさと村のほうですけれども、補足で 25 年度からは、先ほどオリーブ課長のほうから答弁がありましたように、中退共のほうの退職金のほうへ移行の準備を進めてまいります。以上です。

議長 ( 秋長正幸君 ) 3 番大川議員。

3 番 ( 大川新也君 ) 30 ページの星城小学校の屋内運動場の耐震工事ですけど、これは工期的にはもう決まっとんでしょうか。そのあたりが、地元の方、学校の先生方も日程的にはまだ確かではないと、はっきりしてないというふうなことを聞いとんですけど、そのあたりは。

議長 ( 秋長正幸君 ) 教育部長。

教育部長 ( 荘野 守君 ) 確かに、今の時点で工期はきちんとは決まってないんですが、当然体育館のことですので、夏休みの長期休業中に実施したいと考えております。

議長 ( 秋長正幸君 ) 3 番大川議員。

3 番 ( 大川新也君 ) 夏休み 1 カ月だけでできるというふうには思えません。一昨年ですかね、屋根のふきかえ工事を星城小学校はやったと思うんですけど、またこれ耐震のをやってほかに改良の方法、新しく建てかえるとかそういうような方法、次から次とこれ星城小学校の体育館、評判が悪かったんですね、昔から、床がどうかこうとあって。これ次々

お金が、耐震ですから、当然すぐにやらにゃいかんことですけど。何か見てますと、1カ月の夏休みでできないと、多分、校長もそういうふうなお話をしておりました。その間、どういうふうに室内運動場を利用するときはしたらええのかということまで考えていかないかんと思うんですけど、その辺はどうですか。

議長（秋長正幸君） 教育部長。

教育部長（莊野 守君） 夏休みは大方40日間はあります。しかし、工期等が当然延びることが考えられますので、延びた段階では、例えば代替の施設、臨時なり、これはまた運ぶのにもいろいろ工夫は要るんですが、極力子供さんには迷惑をかけないように実施したいと考えます。学校側とも十分工期等については今後協議していきたいと思えます。以上です。

議長（秋長正幸君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑はないようですから、質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。これから採決します。

議案第44号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

議長（秋長正幸君） 次、日程第6、議案第45号平成24年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)の内容説明を求めます。健康福祉部長。

健康福祉部長（松尾俊男君） 議案第45号平成24年度小豆島町国民

健康保険事業特別会計補正予算（第4号）につきましてご説明申し上げます。

追加上程議案集の11ページをお開き願います。

第1条は、歳入歳出予算の補正で既定の額に歳入歳出それぞれ6,391万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億149万9千円とするものでございます。

その内容につきましては、補正予算説明書によりご説明させていただきます。

説明書のほうの37ページをお開き願います。

37ページですが、歳入の補正になります。

3款国庫支出金、2項1目1節財政調整交付金ですが、福田診療所への特別調整分として国からの交付金が増額となったことにより109万8千円を追加するものでございます。

2目1節出産育児一時金補助金は、23年度中に出産育児一時金の支給を24年度で決定し支払いをした場合、1件当たり1万円の国庫補助金が交付されることになっておりまして、4万円を追加するものでございます。

次に、3目1節高齢者医療制度円滑運営事業費補助金ですが、20万4千円を追加するものでございます。70歳から74歳までの国保被保険者の方が医療機関等の窓口で支払う自己負担額は本来2割ですが、23年度からは自己負担額を1割とする軽減措置がとられております。対象の方には高齢受給者証を発行しておりますが、この事務費として交付される国庫補助金の増によるものでございます。

次に、8款財産収入、1項1目1節利子及び配当金ですが、財政調整基金積立金に係る利子が増額見込みとなったことにより1千円を追加するものでございます。

次に、9款繰入金、1項1目3節職員給与費等繰入金ですが、25年度からの国民健康保険税の特例軽減措置の変更に伴いシステム改修が必要になったため、一般会計繰入金を35万6千円追加するものでございます。4節出産育児一時金等繰入金は、先ほどご説明した3款国庫補助金の増に伴い、一般会計負担分を2万4千円減額するものでございます。また、6節基準超過費用額共同負担繰入金は1,144万4千円を追加するものでございます。これは、国保会計への財政支援を目的とする基準超過費用額共同負担金制度によりまして、国民健康保険事業の財政安定化を特に講ずる必要がある場合、国、県及び町が一定割合に応じて負担するものでございます。

次に、2項1目1節財政調整基金繰入金ですが、補正財源として4,172万3千円を追加するものでございます。

その下の10款繰越金、1項2目1節その他繰越金につきましても、補正財源として906万9千円の増額としております。

次に、歳出の補正になります。

1枚めくっていただきまして、説明書の39ページをお願いします。

1款総務費、1項1目一般管理費は、平成25年度税制改正により必要となる国保資格システムの改修費用として56万円を追加するものでございます。

次に、2款保険給付費、1項1目一般被保険者療養給付費ですが、基準超過費用額共同負担繰入金の充当による財源更正になります。

4項1目出産育児一時金につきましても、出産育児一時金補助金の充当による財源更正になります。

次に、9款基金積立金、1項1目財政調整基金積立金ですが、基金積立金の利子が増額見込みとなったため1千円を追加しております。

その下の11款諸支出金、1項3目償還金ですが、6,225万2千円を追加するものでございます。内訳は、説明欄に記載しておりますように、23年度療養給付費等負担金の精算により3,884万1千円を、また23年度に行われました会計実地検査での再算定の結果、過年度分が超過交付となったため、療養給付費等負担金で43万4千円を、財政調整交付金で2,2297万7千円を返還するものでございます。

次に、3項1目直営診療施設勘定繰出金ですが、福田診療所への繰出金の財源である調整交付金が増額となったことから109万8千円を追加するものでございます。以上、歳出合計は歳入と同額の6,391万1千円を追加し23億149万9千円とするものでございます。

これで議案第45号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。これから採決します。議案第45号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第45号は原

案のとおり可決されました。

議長（秋長正幸君） 次、日程第7、議案第46号平成24年度小豆島町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第2号）の内容説明を求めます。健康福祉部長。

健康福祉部長（松尾俊男君） 議案第46号平成24年度小豆島町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

追加上程議案集の13ページをお開き願います。

議案集の29ページを開いていただいたらと思います。

第1条は、歳入歳出予算の補正で既定の額に歳入歳出それぞれ216万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,657万5千円とするものでございます。

その内容につきまして、補正予算説明書により説明させていただきます。

説明書のほうの45ページをお開き願います。

歳入の補正になります。

1款診療収入、1項1目国民健康保険診療収入は、受診者数の減少見込みにより47万4千円を減額するもので、3目後期高齢者診療収入につきましても、同様に279万2千円を減額するものでございます。

次に、3款繰入金、1項1目国民健康保険特別会計繰入金ですが、国から交付される調整交付金が増額となったことにより109万8千円を追加するものでございます。

次に、歳出の補正になります。

1枚めくっていただいて、47ページをお願いします。

1款総務費、1項1目一般管理費ですが、歳入の国民健康保険特別会計繰入金の増に伴う財源更正になります。

次に、2款医業費、1項1目医療費ですが、受診者数の減少見込みにより医薬材料費を216万8千円減額するものでございます。以上、歳出合計は歳入と同額の216万8千円を減額し3,657万5千円とするものでございます。

これで議案第46号の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。  
これから採決します。  
議案第 46 号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第 46 号は原案のとおり可決されました。

議長（秋長正幸君） 次、日程第 8、議案第 47 号平成 24 年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）の内容説明を求めます。健康福祉部長。

健康福祉部長（松尾俊男君） 議案第 47 号平成 24 年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明申し上げます。

追加上程議案集の 15 ページをお願いします。

第 1 条は、歳入歳出予算の補正で既定の額に歳入歳出それぞれ 4,243 万 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 17 億 4,221 万 5 千円と定めるものでございます。

その内容につきまして、補正予算説明書により説明させていただきます。

説明書の 53 ページをお開き願います。

歳入の補正になります。

1 款保険料、1 項 1 目第 1 号被保険者保険料ですが 458 万 3 千円を減額するものでございます。これは、当初予算編成時におきまして、暫定の保険料で算出しておりますが、実保険料がこれより低くなったため見込み額により減額しております。

次に、3 款国庫支出金、4 款支払基金交付金、5 款県支出金、7 款 1 項 1 目介護給付費繰入金につきましては、介護給付費に対する負担金交付金の増額になります。その要因は、介護報酬の改定、小規模多機能型施設のオープン、介護サービスの利用の増加などにより保険給付費の増加が見込まれることによるものでございます。これによりまして、3 款

国庫支出金につきましては、介護給付費負担金と調整交付金との合計で1,353万6千円を増額し4億3,219万4千円とするものでございます。

4款支払基金交付金につきましても、介護給付費交付金を1,472万1千円増額し4億8,273万2千円とし、5款県支出金につきましても介護給付費負担金を721万円増額し2億6,643万1千円とするものでございます。

同様に7款繰入金につきましても、1項1目介護給付費繰入金を634万3千円増額するものでございます。

その下の4目1節事務費等繰入金につきましては、システム改修などの費用として64万2千円を追加するものでございます。

次に、8款1項1目繰越金は、介護給付費の増加に対し必要となる第1号被保険者保険料の財源として456万6千円を追加し、496万1千円としております。

次に、歳出の補正になります。

55ページをお願いいたします。

1款総務費、2項1目賦課徴収費の12節役務費ですが、新たに国保連合会へ第1号被保険者の保険料の特別徴収に係る事務手数料が必要となったことから4万8千円を追加しております。

13節委託料では、要介護認定システムの改修費用として48万3千円を追加するものでございます。

3項介護認定審査会費につきましては、人件費の増により小豆広域事務組合への負担金が増額となることから8万3千円を追加しております。

次に、2款保険給付費は、歳入でもご説明したように、介護サービスの利用者の増加などにより保険給付費の不足が見込まれるため5,080万4千円を増額し16億2,861万4千円とするものでございます。

その内訳として、1項介護サービス等諸費から、57ページにかけましての6項その他諸費までは必要額をそれぞれ計上いたしております。全体では増額となりますが、57ページのほうをめぐっていただいて、4項高額医療合算介護サービス等費は実績により減額補正としております。

次に、57ページの一番下になります。

4款1項1目介護給付費準備基金積立金につきましては、歳入でもご説明申し上げましたように、保険料収入が減少するとともに、保険給付費が増加することから基金への積立額を898万3千円減額するものでございます。以上、歳出合計は歳入と同額の4,243万5千円を追加し17億4,221万5千円とするものでございます。以上で議案第47号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。  
これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。  
これから採決します。  
議案第 47 号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第 47 号は原案のとおり可決されました。

議長（秋長正幸君） 次、日程第 9、議案第 48 号平成 24 年度小豆島町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）の内容説明を求めます。水道課長。

水道課長（唐橋幹隆君） 議案第 48 号平成 24 年度小豆島町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明いたします。

追加上程議案集 17 ページをお開きください。

第 1 条では、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 73 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 2,245 万円とするものでございます。

第 1 条 2 項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び該当区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、18 ページの第 1 表歳入歳出予算補正によるものでございます。

第 2 条は、地方債の変更は、19 ページの第 2 表地方債補正によるものでございます。

内容につきましては、別冊の補正予算説明書の 63 ページをお開きください。

2、歳入の説明でございます。

5 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金で 3,968 万 5 千円の増額補正をしようとするものでございます。補正の理由につきましては、平成 24 年度橋簡易水道統合事業において、全国防災事業に指定され、緊急防災・減災事業債発行による一般会計からの繰り入れができるようになりました。

それに伴いまして、6款繰越金、1項繰越金、1目繰越金が135万5千円の減額補正、8款町債、1項町債、1目簡易水道事業債が3,760万円の減額補正をしようとするものです。

65ページをお開きください。

3、歳出の説明です。

2款業務費、1項送配水費、1目送配水費が73万円の増額補正をしようとするものです。補正の理由につきましては、橋簡易水道統合事業の実績見込みによる増額補正でございます。以上、簡単でございますが、議案第48号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。これから採決します。

議案第48号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

議長（秋長正幸君） 次、日程第10、議案第49号平成24年度小豆島町病院事業会計補正予算（第1号）の内容説明を求めます。病院事務長。

内海病院事務長（岡本達志君） 議案第49号平成24年度小豆島町病院事業会計補正予算（第1号）について説明させていただきます。

追加上程議案集の20ページをお願いいたします。

まず、第2条は、収益的収入の予定額の補正でございます。

第1款病院事業収益、第1項医業収益の既決予定額22億7,753万1千円に補正予定額35万3千円を加え22億7,788万4千円に、同じく第2

項医業外収益の既決予定額 4 億 198 万 6 千円から補正予定額 346 万 9 千円を減額し 3 億 9,851 万 7 千円に補正しようとするものでございます。

続きまして、第 3 条は資本的収入の予定額の補正でございます。

第 1 款資本的収入、第 1 項負担金の既決予定額 2 億 5,879 万 9 千円から補正予定額 263 万 8 千円を減額し 2 億 5,616 万 1 千円に補正しようとするものでございます。

この補正に伴い、予算第 4 条、本文括弧書き中の資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 9,808 万 8 千円を 1 億 72 万 6 千円に、損益勘定留保資金等 9,808 万 8 千円を 1 億 72 万 6 千円に改めるものでございます。

内容につきましては、68 ページの平成 24 年度小豆島町病院事業会計補正予算実施計画のほうをお願いいたします。

まず、収益的収入でございますが、第 1 款病院事業収益、1 項 3 目その他医業収益の補正予定額 35 万 3 千円及び同じく第 1 款 2 項 3 目他会計負担金交付金の補正予定額マイナス 346 万 9 千円につきましては、一般会計での補正でも説明がありましたが、病床単価等の交付税措置額の減額に伴うものでございまして、一般会計負担金の繰入基準に基づいて精算した結果でございます。

次に、資本的収入でございますが、第 1 款資本的収入、1 項 1 目他会計負担金の補正予定額マイナス 263 万 8 千円につきましては、電子カルテ関連機器等の整備事業の事業費の確定によるものでございます。以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第 49 号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第 49 号は原

案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 1 1 閉会中の継続調査の申し出について

日程第 1 2 閉会中の継続調査の申し出について

議長（秋長正幸君） 次、日程第 11 及び日程第 12、閉会中の継続調査の申し出についてを一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、日程第 11 及び日程第 12 を一括議題とします。

各常任委員長及び議会運営委員長から各委員会において調査中の案件につき、会議規則第 74 条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付すことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申出書のとおり閉会中の継続調査に付すことに決定されました。

以上で本日の日程は終了しました。

以上をもちまして今期定例会の全日程を終了しましたので、会議を閉じます。

これをもちまして平成 25 年第 1 回小豆島町議会定例会を閉会します。長時間にわたり大変ご苦労さまでした。

閉会 午前 11 時 29 分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

小豆島町議会議長

小豆島町議会議員

小豆島町議会議員